平成２１年（フ）第３７１号
神奈川県相模原市相模大野６丁目23番18―103号
債務者　松野　正彦
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３７７号
神奈川県相模原市相模台３丁目10番14号コーポトミーズⅢ201号
債務者　荒川　英典
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３７９号
神奈川県相模原市上溝2208番地１
債務者　田畑　淳子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３８０号
神奈川県相模原市上溝３丁目３番３号
債務者　山口　　進
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３８１号
神奈川県相模原市上溝３丁目３番３号
債務者　山口賀奈江
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４２４号
神奈川県相模原市大野台４丁目16番９号　サニーサイド北沢101
債務者　小原佐知子（旧姓井田）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１６０号
香川県綾歌郡宇多津町231番地県営住宅30―103
債務者　藤井　康千
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午前11時10分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１５７号
栃木県小山市神山２丁目12番10号　レオパレス扇Ⅱ―104号
債務者　千葉　哲雄
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１６７号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林672番地11ビューハイツ南Ａ―103号
債務者　望月未知子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第４１号
和歌山県新宮市蓬莱２―４―21山内アパート２―２岡畑ちえ方、住民票上の住所和歌山県新宮市三輪崎３丁目11番１号
債務者　下地　奈月
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時45分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第４４３号
静岡市清水区天王東６番24号
債務者　片平　計臣（旧姓影山）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前11時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４９４号
静岡県焼津市田尻北1576番地の１、旧住所静岡市駿河区小鹿864番地の１
債務者　早川　好昭
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３５号
秋田県湯沢市川連町字大舘下山王112番地16
債務者　阿部　イネ
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１５１号
秋田県湯沢市田町２丁目１番８号
債務者　齊藤　順一
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
秋田地方裁判所横手支部